

**令和 8 年度 外国人材向け広告クリエイティブ作成業務
企画提案コンペティションに係る企画提案書作成のための仕様書**

1. 企画提案書に記載する事項

2 の業務内容のうち【提案】と記載している内容を提案すること。

2. 業務内容

(1) 外国人材向けプロモーション動画の作成

- ・外国人材向けの広告クリエイティブとして、県内企業での働き方や和歌山県での生活を紹介するプロモーション動画を以下のとおり作成すること。
- ・動画作成にあたっては、外国人材を雇用する企業や外国人材を取材し、外国人材が和歌山県で生活し、働くイメージを想起しやすいように、和歌山県での生活や仕事の様子が具体的に伝わる内容とすること。
- ・取材対象とする企業については、対応業種ごとに 1 社以上とし、受託者の提案内容を踏まえ、県と調整のうえ決定するものとする。
- ・県ホームページや国内外ジョブフェアでの活用及び SNS での情報発信を想定して作成すること。
- ・動画には対応言語のテロップを挿入すること。
- ・県が保有する写真・動画等の既存素材は、必要に応じて提供可能とする。

(プロモーション動画概要)

対象業種	建設業 1 本、製造業 2 本
動画の長さ	1 本あたり 3～4 分程度
対応言語	やさしい日本語、英語、ベトナム語

(ターゲット)

国籍	ベトナムを含む東南アジア及びその他アジア地域
年代	概ね 18 歳から 29 歳
属性	・現地または日本国内の日本語学校等に通っていて、将来日本国内で働くことを検討している外国人学生 ・日本国内で生活・就労していて、日本国内での就職や転職を考えている外国人。

【提案】

- ・予算の範囲内でやさしい日本語、英語、ベトナム語以外の言語の追加提案を可とする。
- ・SNS での活用を想定した短尺版動画の作成についても、予算の範囲内で提案すること。
- ・動画の構成を具体的に示すとともに、日本での就職を希望する外国人に対し、和歌山県で働く魅力（仕事内容、職場環境、生活環境）が効果的に伝わる構成及び表現方法を提

案すること。

- ・企画、取材、撮影、編集、翻訳及び納品までの具体的な作成スケジュールを示すこと。
- ・取材及び撮影の実施方法については、ロケハンの実施の有無を含め、効率的かつ効果的な方法を提案すること。

(2) 外国人材雇用事例集の作成

- ・県内で外国人を雇用している企業及びそこで就業する外国人材を取材し、海外の教育機関、学生及び保護者向けの雇用事例集を作成すること。なお、WAKAYAMA 外国人材雇用サポートデスクホームページに掲載されている既存の雇用事例紹介記事も活用可能とする。
- ・事例集の冒頭には、和歌山県の概要（和歌山県の位置、観光地等）を紹介するページを挿入すること。
- ・取材先：企業 10 社、外国人材 10 名程度
- ・ページ数：16 ページ程度
- ・納品物：PDF データ
- ・対応言語：日本語、英語、ベトナム語

(参考 URL) <https://wakayama-job-supportdesk.com/international/interview/ja>
<https://wakayama-job-supportdesk.com/case>

【提案】

- ・予算の範囲内で日本語、英語、ベトナム語以外の言語の追加提案を可とする。
- ・事例集の構成案（ページ数、掲載項目等）や掲載イメージを提案すること。
- ・海外の教育機関や学生、保護者が理解しやすい表現及びデザイン上の工夫を提案すること。
- ・企画、取材、作成、翻訳及び納品までの具体的な作成スケジュールを提案すること。

(3) 成果物

- ・外国人材向けプロモーション動画データ
- ・外国人材雇用事例集（PDF データ）

3. 対象となる経費

- (1) 企画・構成費
- (2) 取材費（撮影、インタビュー等）
- (3) 動画編集費
- (4) 翻訳費・字幕作成費
- (5) デザイン費
- (6) その他、本業務の実施に必要な経費

4. 留意点

- (1) 受託者は、業務の全部又は主要な部分を一括して第三者に委任し又は請け負わせることができない。業務を効果的に行う上で必要と思われる業務の一部を第三者に再委託する場合は、あらかじめ和歌山県に対して再委託承認申請書を提出し、承認を得なければならない。
- (2) 個人情報の取扱いには十分留意し、漏えい、滅失及びき損の防止その他個人情報の保護に努めること。
- (3) 業務上知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用してはならない。また、契約期間が満了し、又は取り消された後においても同様とする。
- (4) 貸金台帳、領収書等の実際の支出額が確認できる書類を業務の完了後5年間、いつでも閲覧に供することができるよう保管すること。

5. その他

- (1) 4の留意点に違反したときは、契約の一部又は全部を解除し、委託料の支払いをしない、又は支払った委託料の一部若しくは全部を返還させる場合がある。
- (2) (1)により契約を解除した場合は、損害賠償又は違約金を求める場合がある。
- (3) 本業務の成果、本業務において購入した備品その他消耗品の所有権は、和歌山県に帰属する。
- (4) 本業務により制作されたコンテンツに関する知的財産権（著作権、特許権等を含む。）は、原則として受託者に帰属するものとする。ただし、受託者は当該権利の内容を和歌山県に報告するものとし、県は本業務の目的の範囲内で当該権利を無償利用できるものとする。
- (5) 本仕様書に明記なき事項、又は業務上疑義が生じた場合は、和歌山県と協議の上、業務を進めるものとする。